

認知機能検査業務委託 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入札説明書

この入札説明書は、福岡県が発注する認知機能検査業務の委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年2月4日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

認知機能検査業務委託

(2) 委託業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

(3) 委託業務場所

指定場所

3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月20日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	AA

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

(5) 別紙「資格要件審査表」の資格要件を満たす者

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、別紙「資格要件審査表」を確認の上、令和7年2月14日（金曜日）までに下記の部局に書類を提出し、承認を得ること。

福岡県警察本部交通部運転免許試験課 講習指導第一係

電話番号 092-641-4141 内線706-353

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

11 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年2月20日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、契約期間において当該委託業務を行うにあたり要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年2月21日（金曜日）開封《認知機能検査業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこ

れを廃止することができる。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部 入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

令和 7 年 2 月 21 日（金曜日） 午後 2 時 30 分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（消費税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第 145 条第 3 項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積単価（消費税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の 100 分の 5 以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（消費税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価（消費税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟
覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	履行場所	指定場所	契約履行 期 限	令和8年3月31日
品 名	規 格	数量（単位）	備 考		
認知機能検査業務委託	認知機能検査(臨時を含む)	1 人			
合 計					

参考

- 業務仕様 別添「認知機能検査業務委託仕様書」のとおり
- 本契約は単価契約であり、1人当たりの単価で見積もること。
- 令和7年度 見込数量（概数）
ただし、あくまで見込みであり変動する場合がある。

・福岡自動車運転免許試験場	30,630 人
・筑豊自動車運転免許試験場	14,711 人
・糸島警察署	2,751 人
・宗像交通安全協会会館の指定場所	4,211 人
・朝倉交通安全協会会館の指定場所	2,787 人
・臨時認知機能検査（各試験場）	7,110 人
合計	62,200 人

月別の受験予測数（別表「更新認知機能検査受検予測者数（令和7年度 福岡・筑豊地区）」を参考にし、実施計画を作成すること。

- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された見積単価に当該単価の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札単価とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

また、見積単価が予定価格の範囲内であり、最も安価な見積単価を提示した者を落札者とする。

- 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに議会において可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

認知機能検査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

認知機能検査業務

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

3 履行場所

- (1) 福岡自動車運転免許試験場内の指定場所
- (2) 北九州自動車運転免許試験場内の指定場所
- (3) 筑豊自動車運転免許試験場内の指定場所
- (4) 筑後自動車運転免許試験場内の指定場所
- (5) 糸島警察署内の指定場所
- (6) 宗像交通安全協会会館の指定場所
- (7) 朝倉交通安全協会会館の指定場所

※ (6)及び(7)の会場使用料は受託者の負担とし、使用料の額は、受託者と施設所有者の間で決定すること。

4 委託業務の内容

委託業務の主な内容は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号、同項第5号に定める認知機能検査（以下「期限切れ時等検査」という。）、第101条の4第2項に定める認知機能検査（以下「更新時検査」という。）、第101条の7第1項に定める臨時認知機能検査（以下「臨時検査」という。）及び期限切れ時等検査又は更新時検査、臨時検査の受けなおしの認知機能検査（以下「任意検査」という。）に関する業務とする（以下、期限切れ時等検査、更新時検査、臨時検査及び任意検査を総じて「検査」という。）。

検査の具体的実施要領については、別に定める「認知機能検査業務実施要領」（以下「業務実施要領」という。）のとおりとする。

5 委託業務に従事する職員の配置

- (1) 受託者は、本委託業務を円滑に遂行するため、
 - 委託業務を統括・管理する統括責任者
 - 各履行場所に、現場責任者（下記(2)との兼務可）を1名配置すること。
- (2) 検査に従事する認知機能検査員（以下「検査員」という。）の配置については、下記6に定められた基準を満たした者を、必要数配置すること。
- (3) 各履行場所に受付担当者（検査員との兼務可）を必要数配置すること。

6 受託者の要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法による和議開始の申立て

をしていないこと。

(3) 委託事務を行う事務所を福岡県内に有していること。

(4) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）について、次のいずれにも該当するものでないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の故障により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

キ 過去2年以内に次の違反行為をしたことのある者

いわゆるひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関し車両を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、麻薬等運転、無免許運転、自動車使用制限命令違反、及び下記の交通違反の下命・容認

○ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。

7 委託業務に関する実施計画の策定等

(1) 受託者は、履行場所ごとに検査の時間割を作成し、委託者に提出すること。

(2) 受託者は、委託者が示した「認知機能検査受検予測者数（令和7年度・福岡・筑豊地区）」等に基づき、契約期間中の実施計画を策定し、高齢者講習等管理システム端末（以下「システム用端末」という。）に入力の上、委託業務を実施すること。

(3) 受託者は、検査の予約状況を随時確認し、検査受検までの待ち期間が概ね1か月を越えないよう、必要に応じて実施計画の見直しを行うこと。

8 検査員の資格要件

業務実施要領の基準を満たす者であること。

9 検査時間等

- (1) 検査は、警察庁が別に定める「認知機能検査の実施要領」添付の「認知機能検査進行要領」に基づき実施するものとする。
- (2) 検査後の採点、検査結果の登録及び結果通知は、速やかに実施するものとする。
なお、検査結果の登録は、業務実施要領に定める基準に該当する採点結果について運転免許試験課講習指導第一係の確認後、システム用端末に入力し、行うものとする。

10 必要な物品

受託者は、次の物品を必要数準備すること。

- (1) 認知機能検査問題用紙、回答用紙及び採点補助用紙、又はこれに代わるもの
- (2) 委託業務報告等事務処理に必要な用紙類
- (3) 各種様式を印刷するために必要なプリンタートナー及びトナーカートリッジ
- (4) 宗像交通安全協会会館及び朝倉交通安全協会会館にあっては、検査の実施に必要な什器等
- (5) 9(2)に定める確認を受けるための通信手段及びこれに要する物品類

11 委託業務に従事する職員の服装

職員の服装は清潔かつ端正な服装とし、名札（胸札）を常時装着すること。

なお、服装及び名札（胸札）に要する費用については、受託者の負担とする。

12 事故及び物品の損傷

業務遂行中、受託者の責めに帰すべき理由により生じた事故及び物品の損傷については、受託者が責任を負うこと。

13 研修

受託者は、必要に応じて、委託業務に従事する職員に対し、委託業務遂行上必要な知識に関する研修を行い、知識及び能力の向上に努めること。

14 秘密の保持

受託者は、委託業務の実施する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

15 その他

この仕様書及び業務実施要領に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して決定する。

更新認知機能検査受検予測者数(令和7年度 福岡・筑豊地区)

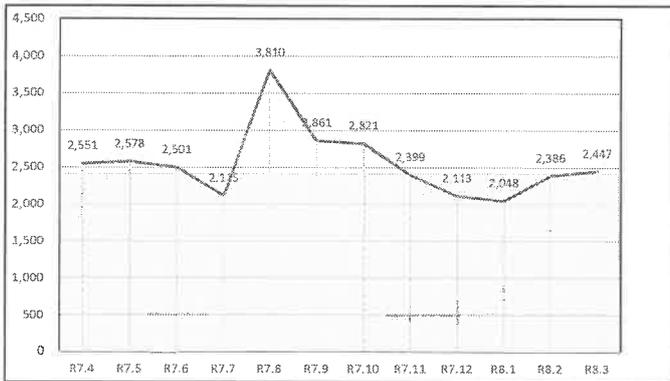
【対象者×受験率(過去実績:約81.0%)

	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	合計
福岡試験場	2,551	2,578	2,501	2,115	3,810	2,861	2,821	2,399	2,113	2,048	2,386	2,447	30,630
筑豊試験場	1,164	1,225	1,208	1,145	1,772	1,362	1,439	1,117	1,027	981	1,071	1,200	14,711
糸島署	236	224	221	191	328	264	262	198	195	191	221	220	2,751
宗像安協	391	374	349	313	493	396	390	303	305	274	301	322	4,211
朝倉安協	244	245	247	203	358	262	262	215	199	168	185	199	2,787
計	4,753	4,813	4,694	4,135	6,931	5,313	5,341	4,399	4,007	3,829	4,333	4,556	55,090

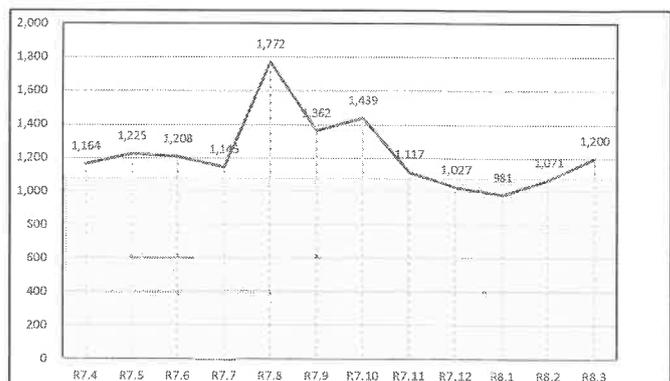
※「対象者」は、免許更新月の5月前で計上(例:免許更新月「令和7年11月」の人→「令和7年6月」で計上)

※「受験率」は、令和4年から令和5年まで、「対象者」の内、実際に受検した者の割合

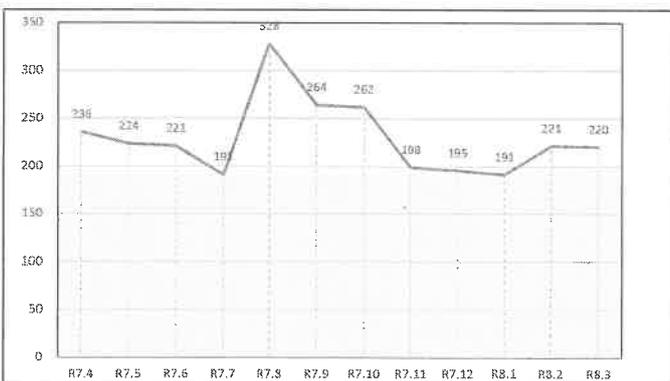
福岡試験場



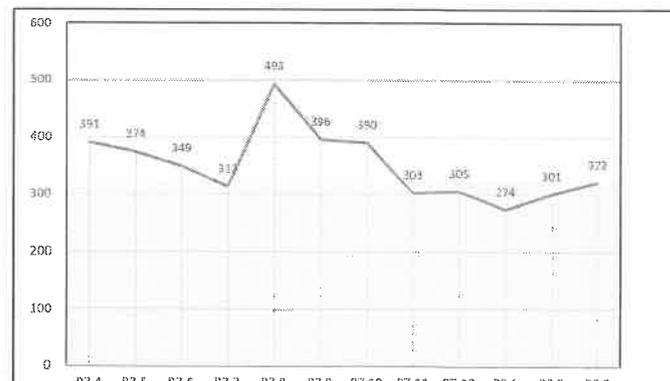
筑豊試験場



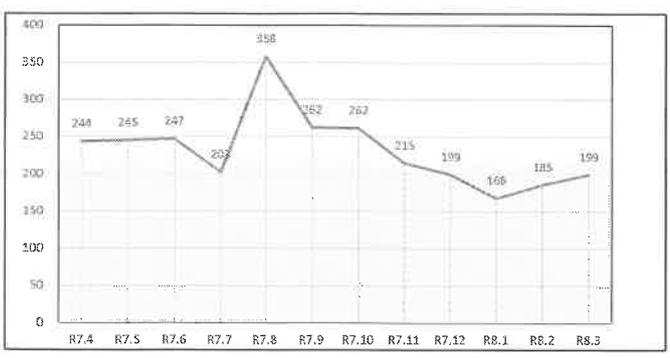
糸島署



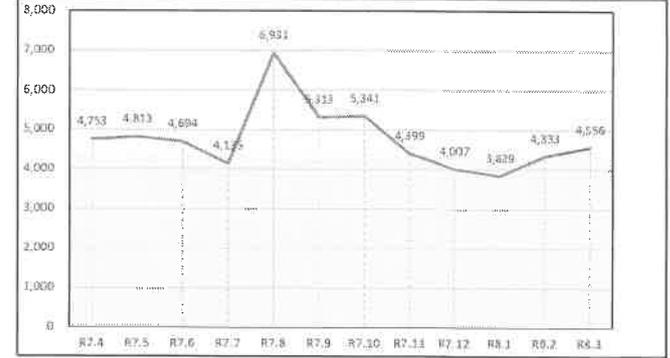
宗像安協



朝倉安協



全体



認知機能検査業務実施要領

令和7年度版

～ 目次 ～

1	実施要領の目的	1
2	指導監督	1
3	関係法令の遵守	1
4	実施体制の確立及び適正な実施	1
5	検査の対象者	2
6	検査の施設及び物品	2
7	検査員	2
8	実施計画	3
9	受検期間	4
10	検査の予約及び受検当日の受付	4
11	検査の実施要領	7
12	採点及び検査結果通知	8
13	実施結果の報告	10
14	文書の保存期間	11
15	配意事項	11
16	適正な業務運営	12

認知機能検査業務実施要領

1 実施要領の目的

この実施要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号、同項第5号に定める認知機能検査（以下「期限切れ時等検査」という。）、第101条の4第2項に定める認知機能検査（以下「更新時検査」という。）、法第101条の7第3項に定める臨時的認知機能検査（以下「臨時検査」という。）及び期限切れ時等検査・更新時検査又は臨時検査の受けなおしの検査（以下「任意検査」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、期限切れ時等検査、更新時検査、臨時検査及び任意検査（総じて、以下「検査」という。）の実施にあたり必要な事項について定めることを目的とする。

2 指導監督

受託者は、検査の実施に関し、福岡県警察本部交通部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）の指導監督に従わなければならない。

3 関係法令の遵守

関係法令その他福岡県警察の定める諸規定を順守し、業務を適正かつ円滑に実施する。

4 実施体制の確立及び適正な実施

(1) 実施体制の確立

受託者は、検査の実施に関し、受検者数に応じた認知機能検査員（以下「検査員」という。）を必要数確保し、検査体制の確立に努めなければならない。

(2) 適正な実施

検査の結果によって、

「認知症のおそれあり」（検査の結果36点未満）

と判定された者は、

「認知症に関する医師の診断」

を受けなければならないことから、検査の実施及び採点等に当たっては、適正に実施する。

(3) 是正措置

委託契約に基づく実地調査等において、試験課長が検査の業務について見直しが必要であると認めた場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、その内容を報告書等により試験課長に報告する。

5 検査の対象者

(1) 更新時検査（期限切れ時等検査を含む。）

ア 法第101条の規定により運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）の更新を受けようとする者で、免許証等の更新期間（以下「更新期間」という。）が満了する日（以下「満了日」という。）における年齢が75歳以上の者

イ 第89条第1項の規定により運転免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者

(2) 臨時検査

臨時検査については、公安委員会から臨時認知機能検査通知書の送付を受けた者を臨時検査の対象とする。

(3) 任意検査

検査の結果、受検者が再度受検を申し出たときは、任意検査の対象者とする。

なお、任意検査は何度でも受検可能とする。

6 履行場所

検査の業務は、次の場所で実施するものとする。

- (1) 福岡自動車運転免許試験場
- (2) 北九州自動車運転免許試験場
- (3) 筑豊自動車運転免許試験場
- (4) 筑後自動車運転免許試験場
- (5) 糸島警察署1階講習室
- (6) 宗像交通安全協会会館
- (7) 朝倉交通安全協会会館

※ (6)及び(7)の会場使用料は、受託者の負担とする。会場使用料の額は、受託者と施設所有者の間で決定とする。

7 検査員

(1) 検査員の届出

ア 検査は、下記(2)の資格要件を満たす検査員で、試験課長に届出した者により行わなければならないものとする。

イ 受託者は、検査の委託業務を受託したとき、又は新規で検査員を検査に従事させるときは、

試験課長に対し、速やかに認知機能検査員（取消）届出書（様式第1号、以下「届出書」という。）を作成し、提出するものとする。

ウ 受託者は、検査員がその資格要件を欠いた場合又は退職した場合は、届出書により取消の届出をするものとする。

エ 受託者は、検査員が運転免許の取消しあるいはその効力の停止処分を受けたとき、その他検査員として適当でないと認められる事情が生じた場合は、その事情が止むまでの間、その者を委託業務に従事させないものとする。

オ 受託者は、上記エの事実が生じたときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに試験課長あて報告するものとする。

(2) 検査員の資格要件（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第一号）

次のいずれにも該当する者

ア 21歳以上の者

イ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査員講習を終了し、「終了証」の交付を受けた者、又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

なお、審査は、次のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(ア) 認知症の専門医

(イ) 警察庁又は公安委員会が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

(ウ) 自動車安全運転センター（中央研修所）が実施する高齢者講習指導員課程を終了した者（平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に修了した者に限る。）、又は認知機能検査員課程を終了した者

(3) 検査員の検査能力向上等

ア 受託者は、検査員に検査員証等（名札等可）を携行させ、検査に従事させるものとする。

イ 受託者は、検査員に対する教養及び研修会等を、必要に応じ随時開催することとし、指導教養簿等を作成のうえ、検査員の能力向上に努めなければならないものとする。

ウ 委託契約に基づく実地調査等において、試験課長が検査の業務について見直しが必要であると認めた場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、その内容を書面により試験課長に報告するものとする。

8 実施計画の作成等

(1) 受託者は、別表1「更新認知機能検査タイムスケジュール」及び別表2「臨時等認知機能検査タイムスケジュール」に基づき、検査を行うものとする。

(2) 受託者は、契約期間中の認知機能検査実施計画を作成し、「認知機能検査実施計画表」（様式第6号）により試験課長へ報告し、試験課長が整備した高齢者講習等管理システム用端末（以下「システム端末」という。）に登録するものとする。

なお、実施計画に策定に当たっては、

○ 仕様に示した、令和7年度見込人数（概数）

○ 更新認知機能検査受検予測者数（令和7年度、福岡地区・筑豊地区）

等を勘案し、速やかに対象者が受検できるよう配慮すること。

検査を個別にて実施する等、諸事情により、実施計画を一部変更する場合は、試験課長と調整を行うものとする。

(3) 受託者は、予約状況等を随時確認し、受検までの待ち期間（以下「待ち日数」という。）が概ね1か月を越えないよう、必要に応じて実施回数（日数）の調整を行うものとする。

9 受検期間

(1) 更新時検査（期限切れ時等検査を含む。）

ア 原則として、満了日の6か月前から満了日までに受検させるものとする。

ただし、法101条の2に規定する更新期間前更新予定者については、速やかに受検させるものとする。

イ 特定失効者が失効前の免許を再取得申請する際は、満了日から6か月以内に受検させ、又は公安委員会が認める理由がある者については、満了日から3年以内、かつ、理由がやんでから1か月以内に受検させるものとする（再取得申請日前1年以内に受検）。

ウ 特定取消処分者が、その後病状等が快復し、取り消された免許を再取得申請する者については、取消しを受けた日から起算して3年以内に受検させるものとする（再取得申請日前1年以内に受検）。

エ 受検資格に疑義がある場合は、各地区の自動車運転免許試験場（以下「各試験場」という。）の学科試験係に確認すること。

(2) 臨時検査

公安委員会から送付された臨時認知機能検査通知書を受け取った日の翌日から1か月の間

(3) 任意検査

検査の結果から任意検査の受検を希望する者に対しては、速やかに受検させるものとする。

10 受検の受付

受検当日の受付（以下単に「受付」という。）は、下記により行うこと。

(1) 受検者の確認

ア 受付担当者は、受検者が持参した免許証等及び「認知機能検査・高齢者講習通知書」または「認知機能検査・高齢者講習・運転技能検査通知書」（以下「通知書」という。）等により、受検者本人であることを確認するとともに、免許証等を持参していない者（特定失効者等を含む。）に対しては、他の身分確認資料等で受検者本人確認を徹底すること。

なお、必要事項の確認については、受付を担当する職員だけでなく、複数の職員による確認を行い、対象者以外の者からの受検申込みを受け付けることがないように、受検申込みに係る確認の徹底を図るものとする。

受検者から預かった免許証等については、確実に受検者に返却すること。

イ 受付担当者は、システム端末から出力した「認知機能検査予約簿」（以下「予約簿」という。）により当日の受検者であることを確認するものとする。

予約簿については、個人情報の取扱いに留意し、不要な複写は作成せず、用済み後速やかに裁断廃棄処理すること。

(2) 受検申込みの受付

ア 検査員は、受検者が集合したことを確認し、福岡県領収証紙を購入させた後、検査を実施する場所（以下「検査室」という。）に案内するものとする。

イ 受検申込みは、必要事項が記載され、かつ、福岡県領収証紙が貼付された福岡県道路交通法施行細則（昭和47年4月1日福岡県公安委員会規則第7号。）に規定する認知機能検査受検申出書（以下「申出書」という。）の提出を受けた上で受理するとともに、「認知機能検査受検者名簿」（以下「受検者名簿」という。）をシステム端末から出力するものとする。

ウ 受検者から、検査の手数料にかかる領収書等の交付を求められた場合には、これを交付するものとする。

(3) 申出書の提出

申出書を受理したときは、受検者名簿に申出書を添えて、実施場所の地区の各試験場の免許係に、検査実施後速やかに提出するものとする。

(4) 受検予約日の変更

受託者は、受検予定者から予約した受検日を変更したい旨の申し出があった場合は、予約受付電話番号を教示する等の適切な対応をとる。

(5) 更新期間満了日が切迫する者に対する対応

満了日までに受検することができないときは、試験課長と協議の上、更新期間内に受検できる

よう措置を講ずるものとする。

11 検査の実施要領

(1) 基本的留意事項

ア 検査員は、上記7(3)アのとおり、業務を行うときは検査員証等を常時装着すること。

イ 検査は、受検者の認知機能の状況を確認する手法の一つであり、認知症の診断を行うものでないことを認識し、受検者に検査の結果に対する誤解を生じさせることのないよう十分留意の上、行うものとする。

ウ 検査は、受検者に対してその目的を十分理解させるとともに、無用の抵抗感を抱かせないように配慮し、行うものとする。

エ 検査の結果は、医師の診断の要否の判断基準となるものであることを認識し、採点業務等について厳格に行うものとする。

オ 検査の結果は、受検者の最たる個人情報であることを認識し、その取扱いについては厳格に行うものとする。

カ 検査の具体的実施要領については、別に定める「認知機能検査の実施要領」（以下「実施要領」という。）によるものとし、検査用紙による検査（以下「ペーパー検査」という。）、又は検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットによる検査（以下「タブレット検査」という。）により実施するものとする。

なお、ソフトウェア、タブレットの仕様等については、別紙「タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様」に定められたものとする。

キ 検査の事前説明、検査実施中の進行要領及び結果通知の説明については、実施要領添付の「認知機能検査進行要領」のとおりを実施するものとし、検査の公正を期すため、アドリブは一切認めないものとする。

ク 検査実施中は、巡回を確実に行之、不正行為の防止を図るとともに、受検者の動静及び回答内容を確認し、勘違いによる明確な回答誤りの発見に努めるものとする。

なお、勘違いによる明確な回答誤りを認めたときは、個別に指導することなく、受検者全員に対し、注意喚起を行うものとする。

(2) 受検者及び検査員数

ア ペーパー検査

原則として1検査室に1人以上の検査員を配置し、受検者は10人以内とする。

また、適正かつ円滑な検査実施のため、必要により補助者を配置して行うものとする。

ただし、

- 補助者を1人以上配置すること
- イラスト表示を充実すること
- 補助のため行動しやすい検査室の広さを確保すること

ができる場合については、受検者は20人以内とする。

なお、この場合の補助者が検査員の要件を満たしていないときは、受検者からの質問に対して回答は行わないこととする。

イ タブレット検査

1回あたりの受検者数に制限は設けないものとする。

ただし、検査室の規模に応じた受検者の案内や質疑対応等が可能な範囲で実施し、必要に応じて補助者を配置することとする。

この際の補助者にあっても、上記アと同様とする。

ウ 聴覚障がい者や日本語を解さない外国人等、手話、通訳又は筆談等により検査の実施が必要な場合は、原則として個別対応により行うものとする。

必要に応じ、既配布の「聴覚障害者等用認知機能検査進行要領DVD」等を活用する。

(3) 検査の実施場所等

ア 検査は、外部から遮断された場所で行うものとする。

イ 受検者間の間隔の確保、又は遮蔽板等の活用など、適正な検査実施のために必要な措置を講じるものとする。

12 採点及び結果の通知

(1) 採点

ア ペーパー検査

採点を行う者（以下「採点者」という。）は、実施要領に規定する「採点補助用紙」を用いて行うものとし、同実施要領添付の「採点基準」に基づき、正確に採点する。

また、誤採点防止に万全を期すため、採点者以外の者（以下「点検者」という。）が再度点検を行うものとし、点検者は、採点者の採点内容に捕らわれることなく、独立して採点することで、正誤を点検する。

採点内容に疑義が生じたときは、速やかに担当係に問い合わせることとする。

ペーパー検査の採点にあっては、受検者がすべて回答していることから、原則として、全ての採点を実施し、総合点を算出するものとする。

イ タブレット検査

タブレット検査の採点は、ソフトウェアにより自動で行うことを可能とする。

ただし、総合点が36点に達しない者については、文字認識結果に誤りがないことを複数人により点検した上で判定を行うものとする。

ペーパー検査同様、採点内容に疑義が生じたときは、速やかに担当係に問い合わせることとする。

(2) 採点結果の入力

ア ペーパー検査

採点結果について、システム端末に入力し、算出された総合点を採点補助用紙に記載するものとする。

なお、入力にあつては、2人以上の職員により確実に確認し、受検者に関する情報の入力誤りがないように、万全を期すものとする。

イ タブレット検査

受検者の回答内容及び採点結果は、受検者毎にPDF形式等によりデータ保存されることから、同データ内容等を基に、システム端末に入力するものとする。

(3) 採点結果の確定

採点の結果、

総合点「29点以上41点以下」

の場合は、直ちに回答用紙及び採点補助用紙又はこれらの写しを担当係に提出し、採点結果について確認を受けた後、検査の結果を通知するものとする。

なお、提出の手段は任意とするが、電子メールを用いる場合は、試験課長が指定するメールアドレスにPDF形式で送信することとし、FAX送信に当たっては、送信誤りのないよう、FAX番号（092-565-2121）を短縮登録し、送信先を2人以上の職員で確認した後、FAX送信し、担当係へ送信確認の連絡をするものとする（タブレット検査にあつては、この限りでない。）。

※ 福岡自動車運転免許試験場については、FAX送信によらず、3階担当係まで、上記基準点数に該当する回答用紙及び採点補助用紙を持参し、確認を受けるものとする。

(4) 認知機能検査結果通知書の出力

担当係における確認終了後、実施要領に規定する「認知機能検査結果通知書」（以下「結果通知書」という。）を作成し、採点補助用紙に記載した総合点等（タブレット検査にあつては回答内容のデータ）と齟齬がないか再度確認するものとする。

(5) 結果通知書の交付

ア 検査を終了した者に対しては、検査の結果に応じ、結果通知書を交付するものとする。

なお、交付に当たっては、検査の結果が他人に知られることがないよう、個人情報の保護に

留意すること。

イ 結果通知書の受払は、認知機能検査結果通知書受払簿（様式第2号。以下「受払簿」という。）により行い、適正に管理するものとする。

(6) 検査終了後の講習等制度の説明

検査後、高齢者講習や運転技能検査（対象者のみ）の未受講（未受検）者に対しては、「高齢者講習等実施場所一覧表」を配付し、早期の受講（受検）を案内することとする。

(7) 結果通知書の再交付

ア 結果通知書の交付を受けた者が紛失等のため再交付を申し出た場合は、交付した実施場所において、認知機能検査結果通知書再交付願（様式第3号。以下「再交付願」という。）を提出させるものとする。

イ 再交付願の提出を受けたときは、受検者と申請者との関係を明らかにし、受検者本人以外の者による申請については委任状を提出させるとともに、免許証等によりその身元を確認するものとする。

ウ 再交付の結果通知書には、下部欄外に再交付の年月日を記載し、取扱者が署名又は押印（以下「署名等」という。）の上、無料で交付するものとする。

なお、受払簿の備考欄に「再交付」と記載し、払出の事跡を明らかにしておくものとする。

13 実施結果の報告

受託者は、検査を実施したときは、下記により実施結果の報告を行うものとする。

(1) 関係書類の提出要領

ア ペーパー検査

(7) 認知機能検査関係資料提出確認簿の作成

受託者は、ペーパー検査に関する関係書類については、下記(イ)及び(ウ)のとおりとし、提出の際に認知機能検査関係資料提出確認簿（様式第4号）に必要事項を記載するものとする。

(イ) 受検申出に関する書類の提出

受託者は、検査を実施したとき、認知機能検査関係資料送付書（試験場提出用）（様式第5号、以下「送付書①」という。）を作成し、受検者名簿及び申出書を添付の上、各試験場免許係に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、関係書類の枚数等を確認し、送付書①の確認欄に書類を提出する者が署名等すること。

(ウ) 検査結果に関する書類の提出

受託者は、検査を実施したとき、認知機能検査関係資料送付書（講習指導第一係提出用）

(様式第5号の2、以下「送付書②」という。)を作成し、受検者の回答用紙、採点補助用紙及びシステム用端末から出力した「認知機能検査結果報告書」を添付の上、各試験場免許係に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、関係書類の枚数等を確認し、送付書②の確認欄に書類を提出する者が署名等すること。

イ タブレット検査

タブレット検査の実施結果の提出要領にあつては、別途定めるものとする。

(2) 検査実施結果の入力

受託者は、検査実施結果について、システム用端末に実施当日中に入力するものとする。

なお、入力に当たっては、2人以上の職員により確実に確認し、受検者に関する情報の入力誤りがないように、万全を期すものとする。

(3) 月次報告

受託者は、毎月の実施結果について、認知機能検査実施結果報告書(様式第7号及び様式第7号の2)により、原則として翌月5日までに試験課長に報告するものとする。

なお、同報告書欄外に、「業務委託完了(一部完了)年月日」を記載するものとする。

14 貸与物品の管理

(1) 受託者は、業務を実施するために試験課長が貸与する備品等及び視聴覚教材等の物品(以下「貸与物品」という。)について、原則として定められた場所で使用するものとする。

(2) 貸与物品に故障等が発生した場合は、速やかに試験課長に報告するものとする。

なお、受託者の故意又は過失により、貸与物品を破損させた場合は、受託者の負担により原状回復の措置を講じること。

(3) 受託者は、貸与物品の良好な保管・管理及び盗難の防止の徹底を図るとともに、毎月現物点検を行い、その結果を明らかにしておくものとする。

(4) 貸与物品のうち、講習用パソコンの取扱いについては、次のとおりとする。

ア セキュリティワイヤー等により机等に固定するなどして、盗難防止措置を講じること。

イ 毎月現物点検を行い、その結果を講習用パソコン確認表(様式第8号、以下「確認表」という。)により、試験場長宛て毎月報告すること。

なお、検査等に使用する講習用パソコンが、運転免許更新等業務委託契約に係る更新時講習で使用する講習用パソコンと共有しており、別途毎月現物点検が行われている場合は、確認表による報告は省略できるものとする。

ウ 講習以外の目的で使用しないこと。

- エ 個人情報及び不必要なデータを保存しないこと。
- オ 設置している部屋の施錠を確実にし、盗難防止に万全の対策を期すこと。
- カ データの取り込みは、専用の電磁的記録媒体を使用し、その他の電磁的記録媒体については使用しないこと。
- キ インターネット回線に接続しないこと。
- ク ウイルス感染を感知したときは、直ちに試験課長に報告すること。
- ケ 盗難及び紛失等の事案を認知したときは、直ちに試験課長に報告すること。

15 文書の保存期間

文書の保存期間については、次のとおりとする。

文書名	保存期間
認知機能検査結果通知書受払簿	1 年
認知機能検査結果通知書再交付願	
認知機能検査関係資料提出確認簿	

※ 文書の保存期間の始期は、翌会計年度の4月1日からとする。

16 配意事項

(1) 秘密の保持

受託者は、在職中のほか退職後においても、検査及び同検査に基づく講習に関して知り得た受検者等の個人情報を含めた事項を、検査業務に従事する以外の者に漏らしてはならないものとする。

(2) 検査の適正運用

検査を行う上で、当業務実施要領により難しい場合は、試験課長の指示又は承認を受け、適正な業務運営に努めるものとする。

臨時等認知機能検査タイムスケジュール(福岡・北九州・筑豊・筑後試験場)

試験場	区分	受講枠等	8:40	9:00	9:20	9:40	9:50	10:00	10:20	10:40	11:00	11:20	11:40	12:00	12:20	12:40	13:00	13:20	13:40	14:00	14:20	14:40	15:00	15:20	15:30	備考		
福岡	週4日	受講枠等 ○ 4階第5講習室 ○ 受検者1回10人 ○ 1日2回 ○ 指導員数1回2人			認知検査(臨時)	採点・結果通知													認知検査(臨時)	採点・結果通知								
北九州	原則週5日	○ 3階第7講習室 ○ 受検者1回15人 ○ 1日1回 ○ 指導員数2人																	認知検査(臨時)	採点・結果通知						※第2・第4金曜日の実施なし		
筑豊	週4日	○ 2階第8講習室 ○ 受検者1回15人 ○ 指導員数1回2人	(月・金)																									
			(火)	認知検査(更新)	採点・結果通知																認知検査(更新)	採点・結果通知						
			(水)	認知検査(更新・臨時)	採点・結果通知																							
筑後	週2日	○ 別館 ○ 受検者1回10人 ○ 1日2回 ○ 指導員数1回2人		認知検査(臨時)	採点・結果通知																							

※ 採点・結果通知の時間は目安であることから、説明が完了した時点で終了とする。

※ 上記タイムスケジュール等の変更については、適宜相談とする。

認知機能検査員(取消)届出書

年 月 日

運転免許試験課長 殿

(実施機関名)
(管理者名)

届出を
下記の者を認知機能検査員として します。

取消の届出を

記

1 氏 名

2 氏 名

3 氏 名

以上 名

届出検査員数 総計 名

認知機能検査結果通知書再交付願

年 月 日

(実施機関)

(実施機関の長) 殿

申請者(自署)

(受検者との関係:)

認知機能検査結果通知書の再交付をお願いします。

受 検 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	大正 年 月 日生 昭和
	連 絡 先	電話 () -
受 検 年 月 日		年 月 日
申 請 の 理 由		

注1: 受検者との関係欄は、本人又は続柄を記入すること。

注2: 受検者と申請者が異なる場合は、委任状を提出するとともに、身元が確認できる運転免許証等を提示すること。

認知機能検査関係資料提出確認簿

実施機関名

提出日	検査日	回数 (人数)	関係資料				確認欄		備考
			報告書	受検者 名簿	申出書 (証紙)	検査用紙	採点補助 用紙	提出者	
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		
年 月 日	年 月 日	回 名	枚	枚	枚	冊	枚		

※ 検査日ごとに記入すること。

※ 回数欄には、1日の実施回数及び受検者数を記載すること。

※ 確認欄には、提出資料の数量を確認した者が署名又は押印すること。

提出日 年 月 日

運転免許試験課長 殿
(試験場長)

実施機関名

認知機能検査関係資料送付書(試験場提出用)

検 査 日	回数 (人数)	関係資料		確認欄 (提出者)	備 考
		受検者 名簿	申出書 (証紙)		
年 月 日	回 名	枚	枚		・臨時検査 名 ・更新時検査 名 ・任意検査 名

※ 関係書類を添付の上、各地区試験場(免許係)に提出すること。

※ 回数欄には、1日の実施回数及び受検者数を記載すること。

※ 確認欄の提出者は、実施機関の担当者が署名又は押印すること。

提出日 年 月 日

運転免許試験課長 殿
(講習指導担当補佐)

実施機関名

認知機能検査関係資料送付書(講習指導第一係提出用)

検 査 日	回数 (人数)	関係資料			確認欄 (提出者)	備 考
		報告書	回答用紙	採点補助用紙		
年 月 日	回 名	枚	冊	枚		・ 臨時検査 名 ・ 更新時検査 名 ・ 任意検査 名

- ※ 関係書類を添付の上、各地区試験場(免許係)に提出すること。
- ※ 回数欄には、1日の実施回数及び受検者数を記載すること。
- ※ 確認欄の提出者は、実施機関の担当者が署名又は押印すること。

認知機能検査実施計画表(年 月)

実施場所	実施日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	回数	受検者数	月間受検者数			
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水						
福岡 試験場 (更新)	①																																		0	0		
	②																																			0	0	
	③																																			0	0	
	④																																			0	0	
	⑤																																			0	0	
	⑥																																			0	0	0
	⑦																																			0	0	
	⑧																																			0	0	
	⑨																																			0	0	
	⑩																																			0	0	
	⑪																																			0	0	
	⑫																																			0	0	
福岡 試験場 (臨時)	①																																		0	0	0	
	②																																		0	0		
北九州 試験場 (臨時)	①																																		0	0	0	
	②																																		0	0		
筑豊 試験場 (更新)	①																																		0	0		
	②																																		0	0		
	③																																		0	0		
	④																																		0	0		
筑豊 試験場 (臨時・更新)	①																																		0	0		
	②																																		0	0		
	③																																		0	0		
	④																																		0	0		
筑後 試験場 (臨時)	①																																		0	0		
	②																																		0	0		
	③																																		0	0		
	④																																		0	0		
糸島署	①																																		0	0	0	
	②																																		0	0		
宗像 支協	①																																		0	0	0	
	②																																		0	0		
朝倉 支協	①																																		0	0	0	
	②																																		0	0		

※1日1回の場合は、①にのみ記入

※基本実施体制：福岡試験場(更新)「1日2回、火・水・木・金」(臨時)「1日2回、火・水・木・金」、筑豊試験場(更新)「1日3回、月・火・水・木」(更新・臨時)「1日1回、月・水・金」(更新)「1日4回、火」、筑後試験場「1日2回、火、木」糸島署「1日2回、火・水・木」、宗像支協「1日2回、月・火・水」、朝倉支協「1日2回、火・水・木」

(その他:①実施日が祝日の場合は、適宜振り替えて実施、②個別対応等は、適宜相談の上実施、③受検待ち日数の多寡に応じ、相談の上実施日増減)

タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様

1 システム構成

- (1) 受検者用タブレット端末
認知機能検査の受検者が使用する端末
- (2) 検査員が使用する検査員用端末
認知機能検査の検査員が使用する端末（タブレット、パソコンを問わない。）
- (3) その他
(1)及び(2)の接続に必要と認められる機器

2 ハードウェア仕様

- (1) 受検者用タブレット端末
 - ・ 下記3(1)示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。
 - ・ ディスプレイはおおむね 10.2 インチ以上とすること。
 - ・ 電子ペンにより筆記ができること。
 - ・ 紙への筆記と同様に、ディスプレイ上に手の小指側の側面や他方の手指が触れる等する場合でも、ペン先での筆記が可能であること。
 - ・ バッテリ稼働時間は4時間以上であること。
- (2) 検査員用端末
 - ・ 下記3(2)に示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。
 - ・ 端末の種類、台数は問わない。なお、下記(3)イに示す機能は複数の端末で実現させてもよいが、タブレット型とする場合は、受検者用タブレット端末と同等以上の性能とすること。

3 ソフトウェア仕様

- (1) 受検者用タブレット端末
 - ア 認知機能検査機能
 - ・ 実施要領の進行要領に従って、音声ガイドと共に順次検査用紙をタブレットに表示させ、同画面上において直接、電子ペンにより回答ができること。
 - ・ 検査用紙及び回答用紙は、実施要領に準拠すること。見やすさや書きやすさを目的とした回答用紙等のレイアウト変更を検討する場合は、警察庁と協議すること。
 - ・ 検査中は、文字認識機能により、リアルタイムに採点を行うことができること。また、採点に当たっては、不正解を正解と誤判定すること。

とがないこと。

- ・ OSの種類は問わない。

イ 付加機能

- ・ 検査開始前に、電子ペンによる試し書き及びボリューム調整ができること。
- ・ ボリューム調整は、検査中のどの画面においても調整が可能であること。
- ・ 音声ガイドは、説明を聞き直すことが可能であること。
- ・ 設定された基準点に達することが明らかとなった時点で検査を終了し、終了の音声ガイドを行うこと。
- ・ 検査終了まで基準点に達しなかった受検者については、終了後の音声ガイドを変更すること。
- ・ 受検者の回答内容及び正誤判定結果を検査員用端末に送信すること。

(2) 検査員用端末

- ・ 受検者情報（氏名、生年月日、運転免許証番号等）の登録、受検者用タブレット端末の指定及び手がかり再生の検査パターン（A～D）の設定ができること。
- ・ 検査中は、受検者それぞれの進行状況が随時、確認できること。
- ・ 検査中は、検査の一時中断、再開、中止等の遠隔操作ができること。
- ・ 誤操作、機器の不具合等に備え、任意の検査項目から再開するよう設定できること。
- ・ 受検者用タブレット端末から送信された回答内容及び自動採点による正誤判定内容の表示ができること。
- ・ 基準点に達することなく検査を終了した受検者については、回答内容と文字認識内容、正誤判定内容を表示させ、検査員が手動で採点の修正を行うことができること。
- ・ 検査終了後、結果通知書等の印刷ができること。
- ・ 受検者の回答内容及び採点結果は、受検者ごとにPDF形式等により保存ができること。
- ・ 検査結果のうち、各都道府県警察が指定する項目をCSV形式等によりデータ出力ができること。
- ・ OSの種類は問わない。

(4) セキュリティ対策

それぞれのハードウェア、ソフトウェア及びシステム構成に応じたセキュリティ対策を講じること。

質 問 受 付 実 施 要 領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和7年2月4日（火曜日）から令和7年2月14日（金曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X又はメールで提出すること。
提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2244）

担当：吉田

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年2月18日（火曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿
(警察本部会計課出納係)

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

(認知機能検査業務委託)

番 号	質 問 事 項

担当者 担当部署
担当者名
連絡先 電 話 : () -
F A X : () -

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(吉田)092-641-4141(内線2244)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書 (見積書) (請書)

¥

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
認知機能検査業務委託	認知機能検査	1 人			
合 計					

上記のとおり入札 (見積) いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 第3条の規定に違反する行為 (私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。) があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書(見積書)(請書)

¥ ○○○○

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	指定場所
品名	規格	数量	単価	金額
認知機能検査業務委託	認知機能検査	1人	○○○○	税抜単価を記入してください (同じ金額)
合計				

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住所 福岡市博多区○○○丁目○-○
株式会社○○○○

氏名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

代表取締役 ○○ ○○
又は
代表取締役 ○○ ○○
代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)
- 3 私の責任において契約を解除されたとき10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求
- 4 私の責任において履行期限までに履行して遅延日数に応じ1年につき、未納部分
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができることにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

認知機能検査業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（様式例）

委 任 状

提出日を記載

令和▲▲年▲▲月▲▲日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所 福岡市博多区〇〇一丁目-1-1

会社名 株式会社□□□□

氏 名 代表取締役 ▲▲ ▲▲

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名



(委任事項)

認知機能検査業務委託契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

入札書提出日～開札日を記載

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

認知機能検査業務委託契約書（案）

福岡県（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

福岡県公安委員会が行う道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号、同項第5号、同法第101条の4第2項に規定する認知機能検査及び第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）業務

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、認知機能検査1人当たりの単価
円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 この契約に伴う受託者の契約保証金は、福岡県財務規則第170条により減免できるほかこれを徴する。

（業務の処理方法）

第5条 受託者は、業務を委託者が別に定める「認知機能検査業務実施要領」及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

2 業務は、委託者の提供する施設及び委託者が指定する施設において行うものとする。

3 委託者が提供する施設の使用料は、無償とする。

（再委託の禁止）

第6条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、中小企業等が債権のうち売掛債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する等特段の理由がある場合について書面による委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡に

より得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(実地調査等)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、報告書を受領したときは、定められた期日までに当該業務の成果について検査を行う。

3 受託者は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 委託料については毎月払いとし、受検者の合計に1人あたりの単価を乗じて得た金額（円位未満切捨て）を請求金額とする。

2 受託者は、委託者から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、適法な請求書により委託料の支払を委託者に請求する。

3 委託者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない

契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 委託者は、履行完了時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第12条 委託者は、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

(3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

(4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受託者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 19 条又は第 20 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第 7 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第 7 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (10) 受託者が委託者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 委託者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為(受託者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったものとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又は受託者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第15条 前二条の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が示した見込数量に、単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺する

ことができる。

- 2 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
(損害賠償)

第16条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者は、第14条第3項の規定により委託者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、委託者が示した見込数量に、単価を乗じて得た金額の100分の20に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、委託者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、委託者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第17条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託者が示した見込数量に、単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第13条、第14条及び前条の各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第13条、第14条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第20条 受託者は、第12条の規定による仕様変更により委託者が示した見込数量に、単価を乗じて得た金額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(秘密の保持)

第22条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(保有個人情報の保護)

第23条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保

有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第24条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(遅滞損害金)

第25条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受託者は遅延日数に応じ、委託者が示した見込数量に、単価を乗じて得た金額に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(予算の減額及び削除に伴う解除等)

第27条 この契約締結日の属する年度において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第28条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受託者

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているも

のを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体(以下「保有個人情報等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置

二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか

三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

(調査)

第15 委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓約書(案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 認知機能検査業務委託契約書第17条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<「認知機能検査業務委託契約書」抜粋（暴力団排除条項）>

第17条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託者が示した見込数量に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額と契約金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、**消費税込みの金額**となります。

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静粛に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
 - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
 - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思っておりますので、**入札書提出の前日**までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課
出納係 吉田
TEL 092-641-4141(内線 2244)

入札保証金及び契約保証金について

1

入札保証金

見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他确实と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合、現金化に手数料を要することがある。この場合の手料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の5以上の額とする。

※
(例) 入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、550円以上の額となる。

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 100 \text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 & = & 110 \text{円 (見積単価)} \\ 110 \text{円 (見積単価)} & \times & 100 \text{ (見込数量)} & = & 11,000 \text{円} \\ 11,000 \text{円} & \times & 5/100 & = & \underline{\underline{550 \text{円}}} \end{array}$$

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。
ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。

落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の5以上の額とする。

(例) 入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、下記計算式により、保証金額は、550円以上の額となる。

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 100\text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 & = & 110\text{円 (見積単価)} \\ 110\text{円 (見積単価)} & \times & 100\text{ (見込数量)} & = & 11,000\text{円} \\ 11,000\text{円} & \times & 5/100 & = & \underline{\underline{550\text{円}}} \end{array}$$

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○業務委託

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記2の(2)のアで示す契約の契約金額が、見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の20より高い金額であるもの。

※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

(例) 入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。

○計算式

$$\begin{array}{rclcl} 100\text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 & = & 110\text{円 (見積単価)} \\ 110\text{円 (見積単価)} & \times & 100\text{ (見込数量)} & = & 11,000\text{円} \\ 11,000\text{円} & \times & 20/100 & = & \underline{\underline{2,200\text{円}}} \end{array}$$

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3 契約保証金

契約単価に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の10以上の
契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「契約保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他确实と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の10以上の額とする。

(例) 入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、
下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,100円以上の額となる。

○計算式

$$\begin{array}{rclcl} 100 \text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 & = & 110 \text{円 (契約単価)} \\ 110 \text{円 (契約単価)} & \times & 100 \text{ (見込数量)} & = & 11,000 \text{円} \\ 11,000 \text{円} & \times & 10/100 & = & \underline{\underline{1,100 \text{円}}} \end{array}$$

※

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に委託者が示した見込数量を乗じた金額の合計の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の10以上の額とする。

（例）入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、下記計算式により、保証金額は、1,100円以上の額となる。

※

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 100 \text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 = 110 \text{円 (契約単価)} \\ 110 \text{円 (契約単価)} & \times & 100 \text{ (見込数量)} = 11,000 \text{円} \\ 11,000 \text{円} & \times & 10 / 100 = \underline{\underline{1,100 \text{円}}} \end{array}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、入札説明書に示した入札参加資格大分類に該当する委託契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、上記4の(2)のアで示す契約の契約金額が、契約単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の100分の20より高い金額であるもの。

※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る契約単価（税込みの金額）に委託者が示した見込数量を乗じた金額の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札金額が、100円（税抜き）で委託者が示した見込数量が100の場合、下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,200円より高い額となる。

※

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 100 \text{円 (入札金額)} & \times & 1.1 = 110 \text{円 (契約単価)} \\ 110 \text{円 (契約単価)} & \times & 100 \text{ (見込数量)} = 11,000 \text{円} \\ 11,000 \text{円} & \times & 20 / 100 = \underline{\underline{2,200 \text{円}}} \end{array}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一でなければなりません。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書										No.		
福岡県知事（財務担当所長） 殿												
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、..... 上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 住所..... 氏名..... <div style="text-align: center;">（記名押印又は署名） 記</div>												
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号			額 面			枚 数		附 属 利 札			
入 札 保 証 金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係 員					課長 財務担当所長	係 員				出納員	
この決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。	入札保証金を保管した		年 月 日			出納員		入札保証金を払戻されたい 年 月 日				
摘要												

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

	No.																																	
<h2 style="margin: 0;">保 管 証 書</h2> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額 (額 面)</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">億</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">万</td> <td style="padding: 5px;">千</td> <td style="padding: 5px;">百</td> <td style="padding: 5px;">十</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">ただし.....</p> <p style="margin-top: 10px;">(有価証券は下記内訳のとおり)</p> <p style="margin-top: 10px;">住所.....</p> <p style="margin-top: 10px;">氏名.....殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">証 券 の 銘 柄</th> <th style="width: 20%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 20%;">額 面</th> <th style="width: 20%;">枚 数</th> <th style="width: 20%;">附 属 利 札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">上記のとおり保管しました。</p> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">福岡県</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">出納員.....</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">職印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> </div>		金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札															
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札																														

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

収 入 印 紙	<h1>領 収 書</h1> <p>保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所.....</p> <p>氏名 (記名押印又は署名)</p>
------------	--

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証明者名 AA市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約履行(完了)年月日	その他必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇委託	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	〇〇〇委託	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証明者名 BB市長 〇〇 〇〇

印

委託者又は委託者から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印